

大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市民の世界農業遺産への理解促進を図ることを目的に、市民、まちづくり協議会、住民団体、NPO法人、企業、教育機関等（以下「市民団体等」という。）が実施する取組みや催事等を通じて世界農業遺産の価値を認識し、理解を促進する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、大崎市補助金等交付規則（平成18年大崎市規則第60号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、市民団体等が行う世界農業遺産の価値を認識し、理解を促進することを目的とした事業とする。

(交付対象経費等)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 賃金 事業実施に際し雇用した者の賃金
 - (2) 報償費 講師、専門家、出演者等への謝礼
 - (3) 旅費 講師、専門家、出演者等への交通費及び宿泊費
 - (4) 需用費 消耗品費、材料費、印刷製本費等
 - (5) 役務費 通信運搬費、広告料、保険料等
 - (6) 委託料 会場設営費、調査業務等
 - (7) 使用料及び賃借料 会場使用料、機械器具借上料等
 - (8) その他市長が特に必要と認める経費
- 2 次に掲げる経費については、この補助金の交付対象としない。

- (1) 飲食費
 - (2) 市民団体等の経常的な運営に関する経費
 - (2) 市民団体等の構成員等に対する謝礼等
 - (4) その他適当と認められない経費
 - (5) 補助事業内容が前年度及び当該申請年度の実施内容と同一と認められるときは、それに係る経費
- 3 事業を実施することにより、事業参加者等から収入がある場合については、補助対象外となる経費から差し引き、それでもなお引ききれないときは、補助対象経費から差し引くものとする。
- 4 この補助金の補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとし、その提出期限は、市長が別に定める日までとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助の可否及び補助金額について決定し、大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金交付決定・不交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を補助金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

2 市長は、第7条の規定による変更申請があったときは、その内容を審

査し、申請内容を変更又は中止について決定し、大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金変更交付決定・不交付決定通知書（様式第3号）によりその旨を補助金の交付の変更申請をした者に通知しなければならない。

（交付の条件）

第6条 補助金の交付の決定をする場合において付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を実施する場合には、大崎市世界農業遺産理解促進事業であることの周知を行うこと。
- (2) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、第7条の変更申請書により市長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の30%未満の減額による額の変更にあっては、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第4号）により市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 事業の実施状況及び収支に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しておくこと。

（変更申請）

第7条 第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請内容を変更しようとするときは、大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金変更交付申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 前項の変更申請書に添付しなければならない書類は、第4条第2項各号に掲げる書類を準用するものとする。

(状況報告)

第8条 市長は、交付決定者に対し、大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金実施状況報告書（様式第6号）により、補助事業の遂行の状況に關し、報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金実績報告書（様式第7号）により補助事業の成果を市長に報告するものとし、補助事業の完了若しくは廃止の承認の日から30日を経過した日又は市長が別に定める日までとする。

2 前項の実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別紙1）
 - (2) 収支精算書（別紙2）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第11条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するも

のとする。ただし、補助事業の遂行上必要と認めるときは、概算払の方法により交付できるものとする。

- 2 前項ただし書の規定により、概算払により補助金の交付を受けようとする者は、第5条の交付決定通知を受けた日以後速やかに大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金概算払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この改正前の大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。また、この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合は、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月17日から施行し、令和5年度予算に係る補

助金に適用する。

(適用区分)

- 2 この要綱は、令和6年度から令和7年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合は、当該補助金にも適用するものとする。

(大崎市食農教育推進事業補助金交付要綱の廃止)

- 3 大崎市食農教育推進事業補助金交付要綱は、廃止する。

(経過措置)

- 4 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金交付要綱及び廃止前の大崎市食農教育推進事業補助金交付要綱の規定によりされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金交付要綱によりされた手續、処分その他の行為とみなす。

別表（第3条関係）

事業の種類	補助率	補助限度額	留 意
<p>1 企画商品開発等事業</p> <p>世界農業遺産の理解促進を目的とした農業遺産資源（水管理施設、農産物、農文化、居久根など）を活用したツーリズムの企画・試行や商品開発等に資するもの。</p>		50万円	消費税及び地方消費税は補助対象経費外とする。
<p>2-1 普及啓発事業</p> <p>世界農業遺産の理解促進を目的とした学習会や研修会の開催、調査・研究の実施、その他普及啓発に資するもの。</p>	1/2		
<p>2-2 食農教育推進事業</p> <p>世界農業遺産の理解促進を目的とした地場産農産物の活用などにより、地域食材や食文化への関心を高める取組を実施する次に掲げるもの。</p> <p>(1) 食農教育の普及啓発に関する催事</p> <p>(2) 食農体験などの生産、加工等の体験、研修</p> <p>(3) 食品ロス削減に関するもの</p> <p>(4) その他食育の推進に関するもの</p>		20万円	

備考 当該交付決定者の1事業会計年度における補助限度額は、各事業の種類の補助限度額までとする。

様式第1号（第4条関係）

大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金交付申請書

年　月　日

大崎市長様

申請者住所

氏名又は名称及び代表者名

大崎市世界農業遺産理解促進事業を下記のとおり実施したいので、大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金交付要綱第4条の規定により、大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金 金〇〇〇〇〇円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助金額の算出の基礎等

添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) その他市長が必要と認める書類

注 定款、規約及び会則その他の定めにより、団体としての運営上の規律が確立されている市民団体等は、それが分かる書類

別紙 1

事業計画書（事業実績書）

事業の種類	企画商品開発等事業・普及啓発事業・食農教育推進事業		
事業目的	事業名：_____		
事業内容			
事業参加予定数			
事業実施により得られる効果			
事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
事業実施に関する支援団体の有無	共 催		
	後 援		
	協 賛		
	その他		
事業の担当者名	担当者名	電話：	

別紙 2

収支予算書（収支精算書）

事業の種類	企画商品開発等事業・普及啓発事業・食農教育推進事業	
-------	---------------------------	--

収入	科 目	予算額（決算額）（円）	内容（積算内訳）
	補助金		補助金申請額
	その他の収入		
	団体自己負担分		
	収入計		

支出	科 目	予算額（決算額）（円）	内容（積算内訳）
	補助対象経費		
	補助対象経費合計		
	補助対象経費以外の 経費合計		
	支出計		補助対象経費合計 + 対象外経費合計

注 1 「その他の収入」欄の内訳には、事業実施に伴う会費等の収入の内訳を記入してください。

注 2 支出の項目欄には大崎市世界農業遺産理解促進補助金交付要綱第3条に掲げる対象経費の項目毎に記入し、内訳の欄には項目毎の決算額の積算根拠、数量等を詳しく記入してください。

様式第2号（第5条関係）

大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金交付決定・不交付決定通知書

大崎市指令（ ）第 号
指令先

年 月 日付けで交付申請のあった大崎市世界農業遺産理解促進事業については、大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記の条件を付して、金〇〇〇〇〇円を交付します。〔交付しないこととしたので通知します。〕

年 月 日

大崎市長 団

記

〔交付する場合〕

- 1 補助事業を実施する場合には、大崎市世界農業遺産理解促進事業であることの周知を行うこと。
- 2 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、第7条の変更申請書により市長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の30%未満の減額による額の変更にあっては、この限りでない。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第4号）により市長の承認を受けること。
- 4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- 5 事業の実施状況及び収支に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しておくこと。〕

〔交付しない場合 交付しない理由〕

様式第3号（第5条関係）

大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金変更交付決定・不交付決定通知書

大崎市指令（ ）第 号
指令先

年 月 日付けで変更交付申請のあった大崎市世界農業遺産理解促進事業については、大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により、下記の条件を付して、金〇〇〇〇〇円を変更交付します。〔変更交付しないこととしたので通知します。〕

年 月 日

大崎市長 団

記

- [変更交付する場合
- 1 变更交付金額]

- [変更交付しない場合
- 変更交付しない理由]

様式第4号（第6条関係）

大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金中止・廃止承認申請書

年　　月　　日

大崎市長様

申請者住所

氏名又は名称及び代表者名

年　　月　　日付け大崎市指令（ ）第　号で交付決定のあった大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金について、下記のとおり事業を中止・廃止したいので、大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金交付要綱第6条第3号の規定により、申請します。

記

- 1 中止・廃止の理由
- 2 中止の期間

様式第5号（第7条関係）

大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金変更交付申請書

年　月　日

大崎市長様

申請者住所

氏名又は名称及び代表者名

年　月　日付け大崎市指令（　）第　号で交付決定のあった大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金について、事業の内容を下記のとおり変更したいので、大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更後交付申請額

添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1変更後）
- (2) 収支予算書（別紙2変更後）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 8 条関係）

大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金実施状況報告書

年　　月　　日

大崎市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称及び代表者名

年　　月　　日付け大崎市指令（ ）第　号で交付決定のあった大崎市世界農業遺産理解促進事業の実施状況について、大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

注 事業計画に対する 年　　月　　日現在における進捗状況その他必要な項目を設ける。

様式第 7 号（第 9 条関係）

大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金実績報告書

年　　月　　日

大崎市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称及び代表者名

年　　月　　日付け大崎市指令（ ）第　号で交付決定のあった大崎市世界農業遺産理解促進事業について、下記のとおり実施したので、大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金額の算出の基礎等

3 請求額 円

内訳 交付決定額 円

交付済額 円

今回請求額 円

金融機関名		支店・支所・出張所
口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		

添付書類

- (1) 事業実績書（別紙 1）
- (2) 収支精算書（別紙 2）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 10 条関係）

大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金確定通知書

大崎 第 号
年 月 日

補助金交付者 様

大崎市長 団

年 月 日付け大崎市指令（ ）第 号で交付決定しました大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金については、年月日付けで提出がありました大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金実績報告書に基づき、大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、その額を金〇〇〇〇〇円に確定します。

様式第9号（第11条関係）

大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金概算払請求書

年　月　日

大崎市長様

申請者　住　所
氏名又は名称及び代表者名　　回

年　月　日付け大崎市指令（　）第　号で交付決定のあった大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金について、大崎市世界農業遺産理解促進事業補助金交付要綱第11条第1項ただし書の規定により、下記金額を概算払の方法により交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求額	円
内　訳　　交付決定額	円
交付済額	円
今回請求額	円

2 概算払請求が必要な理由

3 入金口座

金融機関名		支店・支所・出張所
口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		